

転入学手続きに関するQ&A

お子さまの転校に関して、保護者様よりお問い合わせの多い事項をまとめております。

| NO | Q | A |
|---------------------|--|---|
| 【福岡市外からの転出入】 | | |
| 1 | 学期途中で市外から転入してきますが、転校手続きの流れを教えてください。 | <ul style="list-style-type: none"> ・現在お子さまが通っている学校で転校手続き、現在お住まいの自治体で転出手続きを行ってください。また、現在の学校から転入先の学校に提出する書類を受け取ってください。 ・転入後、転入先の区役所市民課で転入手続きを行ってください。手続き完了後、その場でお子さまの就学校を記載した「転入学通知書」を交付します。 ・前の学校から受け取った書類、区役所市民課で交付を受けた「転入学通知書」を転入先の学校にご持参ください。手続き完了後、登校開始となります。 ・学期途中の転校の場合、学校側の受入れ準備があるため事前に転入先の学校に転校する旨の連絡を保護者様よりお願いします。 |
| 2 | 学期途中で市外へ転出しますが、転校手続きの流れを教えてください。 | <ul style="list-style-type: none"> ・現在お子さまが通っている学校で転校手続き、現在お住まいの区役所市民課で転出手続きを行ってください。また、現在の学校から転出先の学校に提出する書類を受け取ってください。 ・転出先の自治体で転入手続きを行ってください。その後、転出先の学校に福岡市の学校から受け取った書類をご持参ください。手続き完了後、登校開始となります。 ・学期途中の転校の場合、学校側の受入れ準備があるため事前に転出先の学校に転校する旨の連絡を保護者様よりお願いします。 |
| 【福岡市内での転出入】 | | |
| 3 | 学期途中で校区外から転入してきますが、転校手続きの流れを教えてください。 | <ul style="list-style-type: none"> ・現在お子さまが通っている学校で転校手続きを行ってください。手続き完了後、現在の学校から転入先の学校に提出する書類を受け取ってください。 ・転入後、転入先の区役所市民課で転入手続きを行ってください。手続き完了後、その場でお子さまの就学校を記載した「転入学通知書」を交付します。 ・前の学校から受け取った書類、区役所市民課で交付を受けた「転入学通知書」を転入先の学校にご持参ください。手続き完了後、登校開始となります。 ・学期途中の転校の場合、学校側の受入れ準備があるため事前に転入先の学校に転校する旨の連絡を保護者様よりお願いします。 |
| 4 | 学期途中で校区外に転出しますが、転校手続きの流れを教えてください。 | <ul style="list-style-type: none"> ・現在お子さまが通っている学校で転校手続きを行ってください。また、現在の学校から転出先の学校に提出する書類を受け取ってください。 ・転出先の区役所市民課で転入手続きを行ってください。手続き完了後、その場でお子さまの就学校を記載した「転入学通知書」を交付します。 ・前の学校から受け取った書類、区役所市民課で交付を受けた「転入学通知書」を転出先の学校にご持参ください。手続き完了後、登校開始となります。 ・学期途中の転校の場合、学校側の受入れ準備があるため事前に転出先の学校に転校する旨の連絡を保護者様よりお願いします。 |
| 【海外からの転出入】 | | |
| 5 | 学期途中で海外から転入してきますが、転校手続きの流れを教えてください。 | <ul style="list-style-type: none"> ・転入後、転入先の区役所市民課で転入手続きを行ってください。手続き完了後、その場でお子さまの就学校を記載した「転入学通知書」を交付します。 ・前の学校から受け取った書類(お持ちの場合のみ)、区役所市民課で交付を受けた「転入学通知書」を転入先の学校にご持参ください。手続き完了後、登校開始となります。 ・学期途中の転校の場合、学校側の受入れ準備があるため事前に転入先の学校に転校する旨の連絡を保護者様よりお願いします。 ※学校との連絡について福岡市立の学校との連絡はお電話のみです。時差の都合で学校へのお電話が難しい場合は、教育支援課にメールでご相談ください。 |
| 6 | 学期途中で海外へ転出しますが、転校手続きの流れを教えてください。 | <ul style="list-style-type: none"> ・現在お子さまが通っている学校で転校手続きを行ってください。 ※海外で日本人学校に通う場合・・・現在の学校から転出先の学校に提出する書類を受け取ってください。 ※海外で現地の学校に通う場合・・・現在の学校からお渡す書類はございませんが、転出先の学校から求められている書類がある場合は現在の学校にご相談ください。 ・現在お住まいの区役所市民課で転出手続きを行ってください。 |
| 【国県私立学校の転校】 | | |
| 7 | 国県私立の学校を退学し住所地の学校に転校をしたいのですが、どのような手続きが必要ですか？ | <ul style="list-style-type: none"> ・国県私立の学校で退学手続きを行い、退学したことがわかる書類をもって住所地の区役所市民課で転入学の手続きを行ってください。手続き完了後、その場でお子さまの就学校を記載した「転入学通知書」を交付します。 ・前の学校から受け取った書類(お持ちの場合のみ)、区役所市民課で交付を受けた「転入学通知書」を就学先の学校にご持参ください。手続き完了後、登校開始となります。 ・学期途中の転校の場合、学校側の受入れ準備があるため事前に就学先の学校に転校する旨の連絡を保護者様よりお願いします。 |
| 8 | 国県私立の学校に合格し転校をすることになりましたが、どのような手続きが必要ですか？ | <ul style="list-style-type: none"> ・現在お子さまが通っている学校で転校手続きを行ってください。手続き完了後、現在の学校から国県私立の学校に提出する書類を受け取ってください。 ・区役所市民課での手続きが必要となりますので、合格通知書のコピーを住民登録地の区役所市民課にご持参をお願いします。 |